

## 県民スポーツの日を定める要綱

### (趣旨)

第1条 スポーツに対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、県民全体でスポーツに関する取組を推進し、もって明るく健康で豊かな県民生活の実現を図るため、県民スポーツの日を設ける。

### (県民スポーツの日)

第2条 県民スポーツの日は、6月の第1日曜日とする。

### (県の取組)

第3条 埼玉県は、市町村並びにスポーツに関係する機関及び団体の協力を得て、県民スポーツの日の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、県民スポーツの日に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。